

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 13 日現在

機関番号：34310

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K13078

研究課題名(和文) 司法改革後の弁護士の労働環境の変化と職務の特性がストレスに及ぼす影響

研究課題名(英文) The influence of change in labor environment and characteristics of duties of lawyers after the judicial reform on stress

研究代表者

久保 真人 (Kubo, Makoto)

同志社大学・政策学部・教授

研究者番号：70205128

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：司法改革後の弁護士の労働環境についてインタビュー調査をおこなった。弁護士数の急増により、需要と供給のバランスが崩れ、経済的に困窮する弁護士が増加している。その結果、多数の件数を扱わざるを得ない状況を生みだし、弁護士の多忙感が増している。さらに単価の低下がその傾向に拍車をかけている。経済状況の悪化は、キャリア初期の弁護士の事務所への就職状況の悪化にもつながっている。これは、本来事務所で経験を蓄積する機会を減少させ、弁護士のスキルや知識の低下だけでなく、倫理的な成熟にも影響を及ぼしていると考えられる。また、就職に際して、女性弁護士は一層不利な立場におかれていることもインタビューにより確認された。

研究成果の概要(英文)：An interview survey was conducted on the working environment of lawyers after the judicial reform. Due to the rapid increase in the number of lawyers, the balance between supply and demand collapsed and the number of lawyers who are economically struggling is increasing. As a result, it has created a situation where many cases have to be handled, increasing the busyness of lawyers. Furthermore, a decline in unit price is spurring this trend. The worsening of the economic situation has also led to a deterioration in the employment situation in the early career lawyers. This is thought to reduce opportunities to accumulate experience in the office originally and affect not only the lawyers' skill and knowledge but also the ethical maturity. In addition, it was also confirmed by interview that female lawyers are placed in a more disadvantageous position in finding employment.

研究分野：産業・組織心理学

キーワード：ストレス 弁護士 司法改革 職務特性 ジェンダー

1. 研究開始当初の背景

(1) 1997年の「行政改革会議」は、官僚組織のスリム化のため事前規制により調整されてきた民間の利害調整の仕組みをあらためることを提言した。司法改革の目的は、事前規制の撤廃にともなう増加が予想される民間同士の事後的紛争を解決するインフラの整備、すなわち、法曹人口の質、量の拡充にあった。

『弁護士白書 2015年版』によれば、全国の弁護士数は、第1回新司法試験が実施された2006年に22,021人であったのに対し、2014年には、その約1.6倍にあたる35,045人に急増している。しかし、弁護士数の急増に対して、規制緩和が遅々として進まない中で伸び悩み取扱件数との間に需給のアンバランスをうみだした。

これは、弁護士事務所間の過当競争を生み出し、弁護士の経済状況、労働環境に大きな変化をもたらした。日本弁護士会が実施したアンケート調査によれば、弁護士の年間所得の中央値は、2006年に1,200万円であったのに対して、2014年には、その約半分に近い693万円にまで減少している。

弁護士は、超難関とされる司法試験により選ばれたエリート集団であり、将来の安定と高収入を約束された職種としてのイメージが定着している。さらに、高度な専門知識と技能を駆使するプロフェッションの代表的職種であり、その専門性、自律性の高さからストレスとは無縁の存在だとみなされてきた。そのため、労働環境やストレス因などについての学術的な研究は、わが国では皆無である。海外では弁護士のストレスに関わる文献が、少ないながらも存在するが、日本とは状況が大きく異なるため、日本の弁護士の労働環境を検討する、とりわけ司法改革前後の変化を理解するための資料としての有用性は乏しい。

(2) 研究代表者は、対人サービス職に特有のストレス症状であるバーンアウトについて研究を続けてきた。バーンアウトとは、サービスを顧客に提供する代償として賃金を受け取っている職業(ヒューマンサービス職)の典型的なストレス症状である。看護師、教員、介護士といった公共サービスに従事しているヒューマンサービス職を対象として、一般的なストレス因だけではなく、職務に特有のストレス因や組織や制度上の問題点など、バーンアウトにつながる要因を検討し、その対策について提言をおこなってきた。言うまでもなく、弁護士は、その職務の性格上、依頼者をクライアントとするヒューマンサービス職である。したがって、これまで研究代表者が蓄積したバーンアウト研究についての知見が、弁護士のストレス状況を検討する上でも有効であると考えられる。

2. 研究の目的

(1) インタビュー調査を通じて司法改革前

後の弁護士の労働環境の変化についての情報を収集する。また、弁護士職務に固有のストレス因について明らかにするとともに、弁護士が所属する組織(事務所、弁護士会)が、急増する弁護士のストレスにたいして、どのようなメンタルヘルス対策をおこなえるかについても検討する。これらの成果を踏まえて、本研究以降におこなう大規模調査のための仮説を設定し、調査票を設計する。

3. 研究の方法

(1) 弁護士へのインタビューを通じて、弁護士の現状、とりわけ、司法改革前後の環境の変化、経済的状況、弁護士の職務に由来するストレス因、職場である弁護士事務所の組織の問題点などの情報を収集する。さらに、地域性に配慮し、都市周辺地域と郊外地域の弁護士会にインタビュー調査を依頼し、インタビュー結果の一般性について確認する。

(2) 研究期間中、17人の弁護士に、約1時間程度の半構造化インタビューをおこなった。地域は、北海道6人、新潟1人、東京2人、滋賀県2人、京都3人、大阪3人であった。インタビューは下記の項目をもとに進められた。

- 1) 経済的問題
司法改革前後の差、担当している件数、単価など
- 2) キャリアの問題
就職状況、独立の選択など
- 3) 組織上の問題
日本弁護士連合会(日弁連)、弁護士など
- 4) 弁護士業務特有の問題
依頼者との関係、事務所内の人間関係、ワークライフバランスなど
- 5) モチベーションの問題
社会活動への姿勢(弁護団活動など)、サービス業的側面など

4. 研究成果

インタビュー調査の結果、各項目について以下のような回答を得た。

- 1) 経済的問題
 - a) 需給のアンバランスから所得が減少している。
 - b) 以前なら受けなかったケース(勝つ見込みあるいは報酬額が少ない、手続きが煩雑であるなど)を受けざるをえない。
 - c) 経済的不安から必要以上の依頼を引き受けしてしまう。

インタビューした弁護士すべてから、a) から c) に至る現状への言及があった。司法改革後に多くの弁護士が経験する多忙感の背景には、経済的不安から数多くの依頼を受託せざるを得ない現状があると考えられる。さらに言えば、過剰に案件を処理しなければならぬ現状が、怠業や依頼者への虚偽報告など近年増加傾向にある弁護士の不祥事の

背景の一つとなっていると推測できる。

それに加えて、経済的問題については以下のような指摘もあった。

d) 顧問企業などから安定的な収入が見込める大事務所と民事が中心の中小事務所との格差が拡大している。

e) 「法テラス」制度を使った依頼など、報酬が少ない仕事が増えている。

f) 以前なら引き受け手探しに苦労していた無料相談や国選弁護などの機会に弁護士が殺到する状況がある。

(2) キャリアの問題

a) 弁護士事務所の採用数が少なく、司法修習後の就職先が見つからない。

b) 司法修習後、事務所に就職せず独立する(「即独」)、事務所の諸経費のみ負担して個人で仕事をおこなう(「ノキ弁」)が増加している。

c) 「即独」、「ノキ弁」を選択した弁護士は、事務所に雇用され、経営弁護士や先輩弁護士から指導を受ける弁護士(「イソ弁」)に比べて、スキルの習得が難しい。また、職業倫理の成熟においても問題がある。

d) 採用数が限られる中で、「フルに働いてくれる」男性弁護士を採用する傾向が強まっている。

弁護士数と依頼件数とのアンバランスは、キャリア初期の弁護士の就職状況を厳しくしている。このことは労働環境に恵まれた事務所に就職できた弁護士と事務所への就職を断念せざるを得なかった弁護士との能力や収入格差につながっていると考えられる。高額報酬を得る弁護士と不安定な収入の中で離職を余儀なくされる弁護士といった二極化が進んでいると言える。

さらに、急増する女性弁護士(2000年:全体の8.9%、2016年全体の18.3%)にとって就職難は一層深刻である。特に中小の事務所では、産休、育休による欠員を補いきれない事を理由にその傾向が強い。

(3) 組織上の問題

a) 日本弁護士連合会(日弁連) 地域の弁護士会の役員は男性中心である。近年、女性役員も増えているが、独身あるいはキャリアの長い人が多く、子育て世代の代弁者になりできていない。

b) ジェンダー格差については、女性でも世代間により認識の差がある。

c) 弁護士会主催の委員会や研修は夜間におこなわれることが多く、家庭を持つ女性は参加できない。

d) 弁護士会の活動から距離を置く女性弁護士が多い。

e) 弁護士会は、女性弁護士の支援、ひいては弁護士のワークライフバランスの改善に対して消極的である。

弁護士にとっての組織としては、弁護士登録をおこなっている都道府県の弁護士会、さ

らに全国組織である日本弁護士連合会(日弁連)があげられる。

日弁連は、多くの弁護士にとって「遠い」存在であり、直接関わりを持つのが各地域の弁護士会である。先に示したように2000年までは女性弁護士の占める割合は1割以下だったため、ある弁護士は「社会の中の左利きのような存在」とたとえている。意図的に男性中心の社会にしているというよりも、自然と「右利き」にとって便のよいシステムになっているとのことであった。たとえば、研修やミーティングは業務の終わった夜おこなわれることが多いが、家庭を持つ女性(必ずしも女性に限らないが)が出席することは想定されていないという感じである。

近年、女性の役員も増えているが、ある程度キャリアを積んだ人が多く、今家庭との両立に悩んでいる世代とは、生活状況も価値観にもギャップがあり、有効な施策を打ち出せないでいるとの指摘もあった。

さらに、そもそも弁護士会は、弁護士のスキルの向上や行動の指針を示すことを目的としたギルド組織の側面が強く、福利厚生のために何かやるという発想があまりないため、ストレスやワークライフバランスの問題へ取り組むべきだとの方向性を持ちにくいとの意見もあった。

(4) 弁護士業務特有の問題

a) 依頼者との関係が大きなストレス因である。

b) コミュニケーションをとることが難しい依頼者は断るのが原則である。

c) 依頼者の都合で急な業務や休日や夜間対応に従事せねばならず、ワークライフバランスの維持が難しい。特に、女性弁護士の場合、夜間や休日の対応に苦慮している。

弁護士業務特有のストレス因としては、ほとんどの人が依頼者との関係をあげた。依頼者の期待と案件の客観的な評価とのギャップをコミュニケーションにより、しっかりと埋めていく努力をおこなうことは言うまでもないが、そもそも信頼関係を構築することが極めて難しいタイプの依頼者も存在するため、依頼そのものを受託するかどうかの判断が重要であるとのことであった。しかし、この点においても経済状況の悪化により従来であれば断っていた案件も受けざるを得ない場合もあるとの指摘もあった。

d) 守秘義務の関係で、事務所内の上司、同僚から助言を求めることが多い。

e) 仕事を進める上で上司と価値観の相違がある場合、強いストレスにつながる。

特にキャリア初期の弁護士にとって、個々の案件について助言を求めることのできる存在は貴重である。それが事務所内の上司や同僚であれば、守秘義務(案件の詳細については事務所外で共有することはできない)の観点からも望ましい。この意味で、事務所内の人間関係は、ストレス軽減のためのソーシ

サルサポート源というだけではなく、弁護士としての知識やスキルなどを習得するうえで極めて重要である。逆に言えば、事務所内で上司や同僚からのサポートが得られなかったり、事務所の経営者の価値観や案件の進め方に共感できなかつたりする場合は、それが大きなストレス源となりうる。

f) 複数の案件を同時並行で進めなければならない。

g) 仕事に区切りをつけにくい

h) 常に追われている感覚がある。

個人差は大きいですが、常に数十件の案件を同時に抱えている弁護士の職務環境では、深夜残業、持ち帰り、休日出勤が常態化している。また、書類さえあればいつでも仕事ができることや、依頼者からの突然の連絡や呼び出しなど、公私の切り替えが難しく、心理的にも常に何かに追われている切迫感を感じやすい。

(5) モチベーションの問題

a) 弁護団活動や社会運動など社会活動に関わることに使命感を感じる。

b) 社会活動に関わると、休日の仕事や時間外の準備などかなりの負担感を覚悟する必要がある。

弁護士会での委員会活動や弁護団活動などの社会活動は、弁護士を志す主な理由の1つと推測できるが、日常業務以外の夜間や休日での対応が求められることもあり、多忙な弁護士の中では、関わり続けているのはむしろ少数派である。彼らはワークライフバランス的には、ワークに大きく傾斜した時間配分を余儀なくされている。ただ、インタビューの印象からすれば、過重労働にともなう消耗感とは無縁のように思えた。弁護士として社会と関わり、多くの仲間から頼りとされることに強いやりがいを感じていることがうかがえる。この自己効力感が強いストレス耐性となっているのではないかと推測できる。

c) 社会的活動に関わらない人にとって、依頼者の人生に影響を与える立場にあることがやりがいになる。

d) 社会活動との関わりが薄く、依頼者との関係にもやりがいを感じられない人にとっては、モチベーションを維持することが難しい。

社会活動の重要性は認めても、負担の大きさから距離を置く弁護士の方が多かったが、そういった人たちは、依頼者の人生の重要な転機に関わる事ができる仕事として、依頼者から感謝される瞬間にやりがいを感じている人が多かった。この意味では、サービス業と割り切る人もいたが、通常サービス業とは異なり、依頼者のニーズに応えるだけでは職務を完遂することはできない。

以上要約すれば、弁護士数の急増により、需要と供給のバランスが崩れ、経済的に困窮する弁護士が増加している。その結果、多数の件数を扱わざるを得ない状況を生みだし、弁護士の多忙感が増している。さらに単価の

低下がその傾向に拍車をかけている。経済状況の悪化は、キャリア初期の弁護士の事務所への就職状況の悪化にもつながっている。これは、本来事務所で経験を蓄積する機会を減少させ、弁護士のスキルや知識の低下だけでなく、倫理的な成熟にも影響を及ぼしていると考えられる。また、就職に際して、女性弁護士は一層不利な立場におかれている。

弁護士職固有の問題としては、依頼者との関係を良好に保つこと、事務所内の上司、同僚からソーシャルサポートが得られる環境が、ストレス軽減において重要であることが確かめられた。また、日常業務に加えて社会活動に従事する場合は、休日をつぶすなどワークライフバランスを損なう可能性があるが、やりがいにつながるという意味では、逆に強いストレス耐性として機能する場合も少なくないと考えられる。

今後、以上の点について量的調査により確認するとともに、司法改革後の弁護士の労働環境を改善するための施策について検討し、提言としてまとめたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0件)

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

久保 真人 (KUBO, Makoto)
同志社大学・政策学部・教授
研究者番号：70205128

(2)研究分担者
()

研究者番号：

(3)連携研究者
()

研究者番号：

(4)研究協力者
()